

### <新型コロナウイルス感染症の影響により生じた課題>

- 税収の減少が見込まれており、今後、**減収補填債(※1)の発行額が増える可能性がある**  
しかし、令和2年度の税収の減少が確定する時期は出納整理期間(令和3年4月・5月)と見込まれるため、減収補填債の発行額が増えた場合、府債の安定消化(令和3年4月・5月に集中)に懸念が生じる  
また、税収の減少の対応として、地方消費税分の減収補填債の制度創設を国に対して要望中であり、制度が創設された場合はさらに出納整理期間における減収補填債の発行額が増える可能性がある  
  
このため、減収補填債のうち、**既確定分を年度内に前倒し発行し、未確定分を出納整理期間に発行する必要がある**
- **通常債(※2)**は、事業の完成を確認の上、例年、出納整理期間中にその多くを発行しているが、上記の減収補填債等の状況を踏まえ、事業進捗を年度途中に確認し、**既確定分を年度内に前倒し発行する必要がある**
- 令和2年度は臨時財政対策債(※3)の公的資金(財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金等で調達)を民間資金に振り替える必要があるため、**民間資金での調達額が増加**
- なお、徴収猶予特例債(1年債(※4))が発行計画に与える影響額については現時点で不明

※1 地方税の収入が標準税収額を下回る場合、その税収の減少を補うために発行される特例地方債であり、道府県分の対象税目は法人税割、法人事業税、利子割、地方法人特別譲与税

※2 地方財政法第5条に基づき公共施設又は公用施設の建設事業費等の財源に充当する地方債

※3 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債

※4 地方税の徴収猶予(1年間)に伴い生じる一時的な減収に対応するための特例制度として創設された地方債(令和2年度限り)

### <課題に対する対応策(発行計画 7,100億円 → 約7,900億円)>

- 減収補填債の前倒し発行 …… 約230億円(既存制度分)  
未確定(地方消費税分について国へ制度創設を要望中)
- 通常債の前倒し発行 …… 約300億円
- 民間資金における臨時財政対策債の増加 …… 約270億円
- 徴収猶予特例債の活用 …… 発行見込額は不明

⇒ 上記の対応を行うことで、出納整理期間に集中すると見込まれる発行額及び発行月の平準化を図る